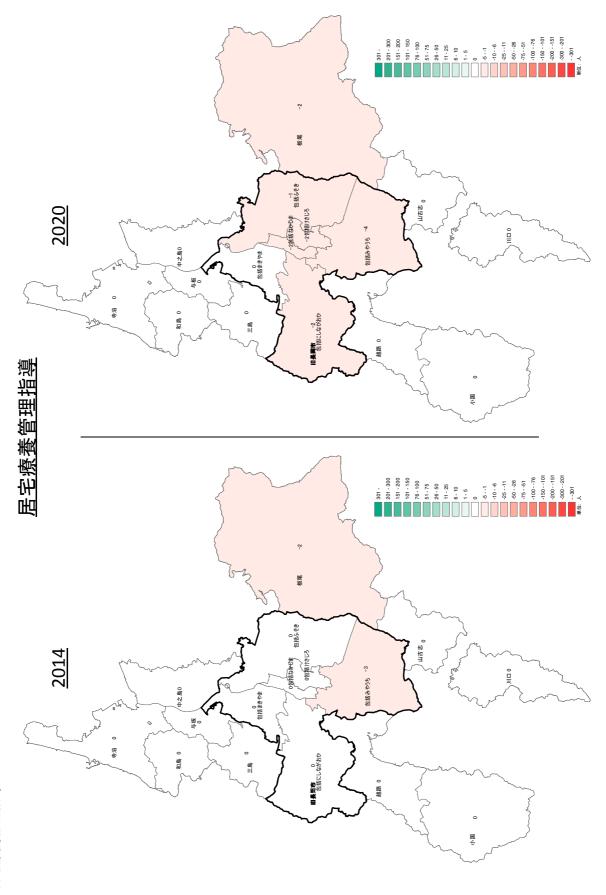
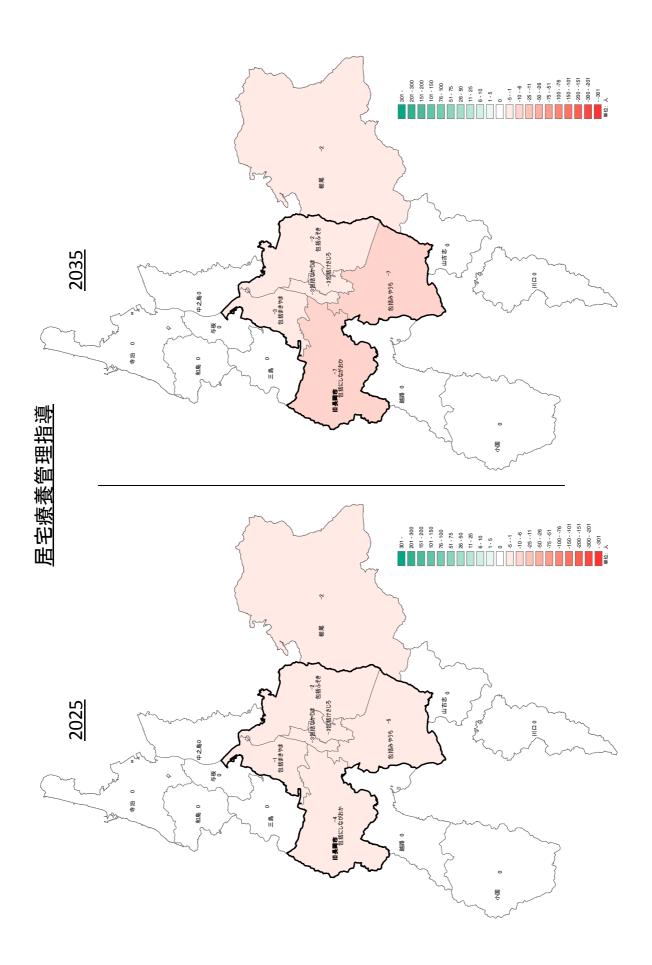
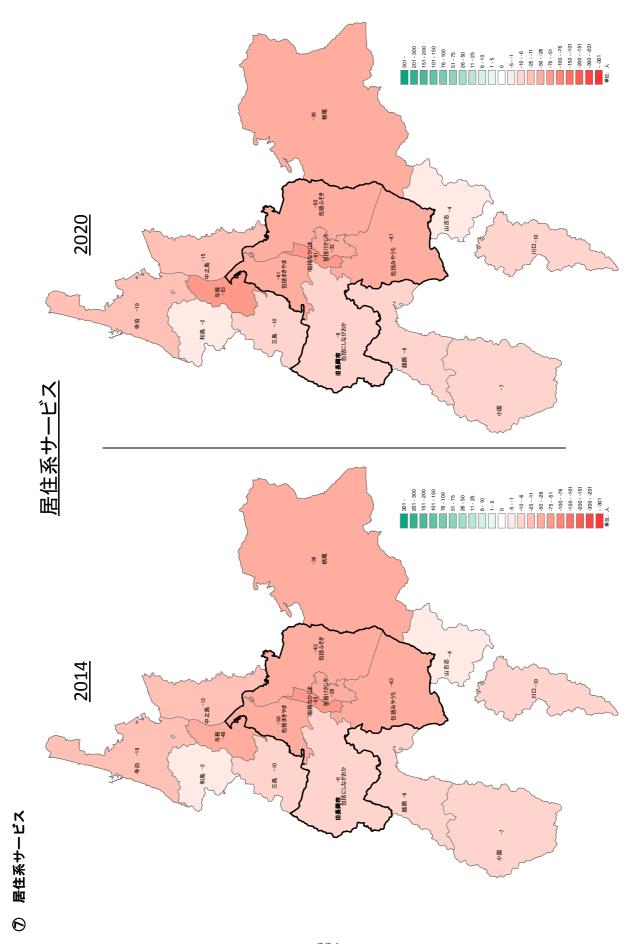
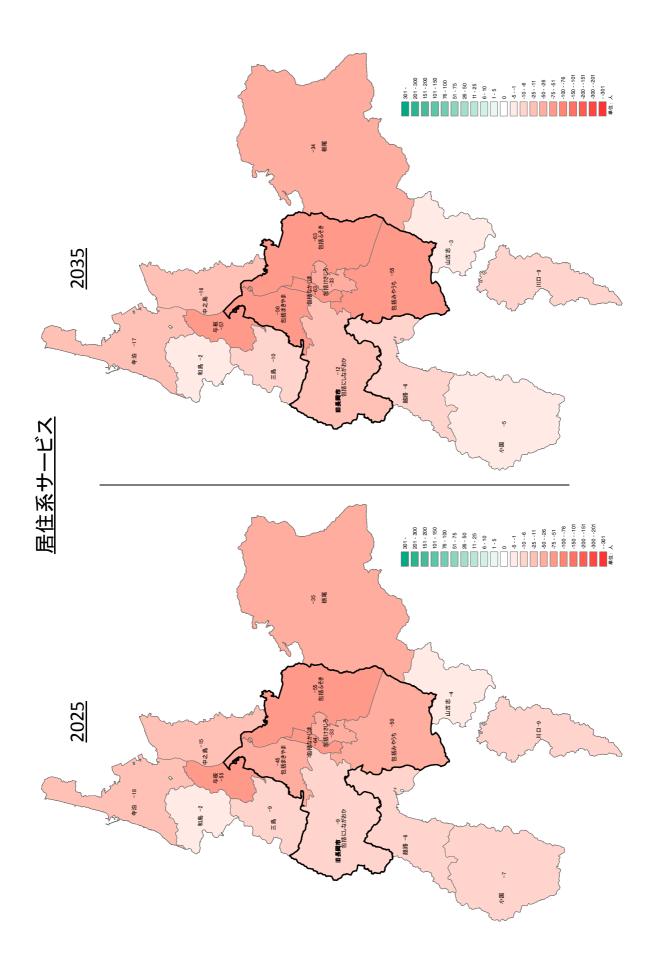


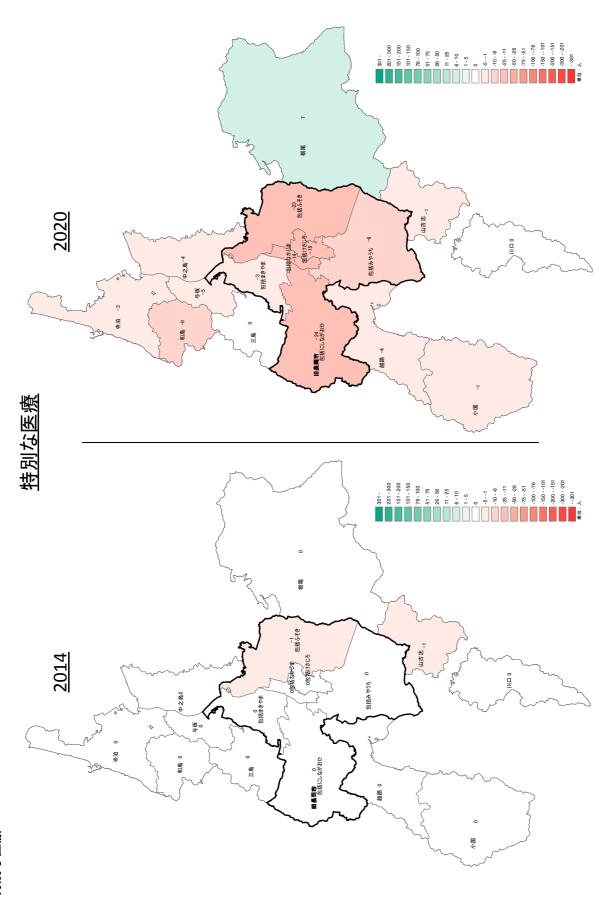
@

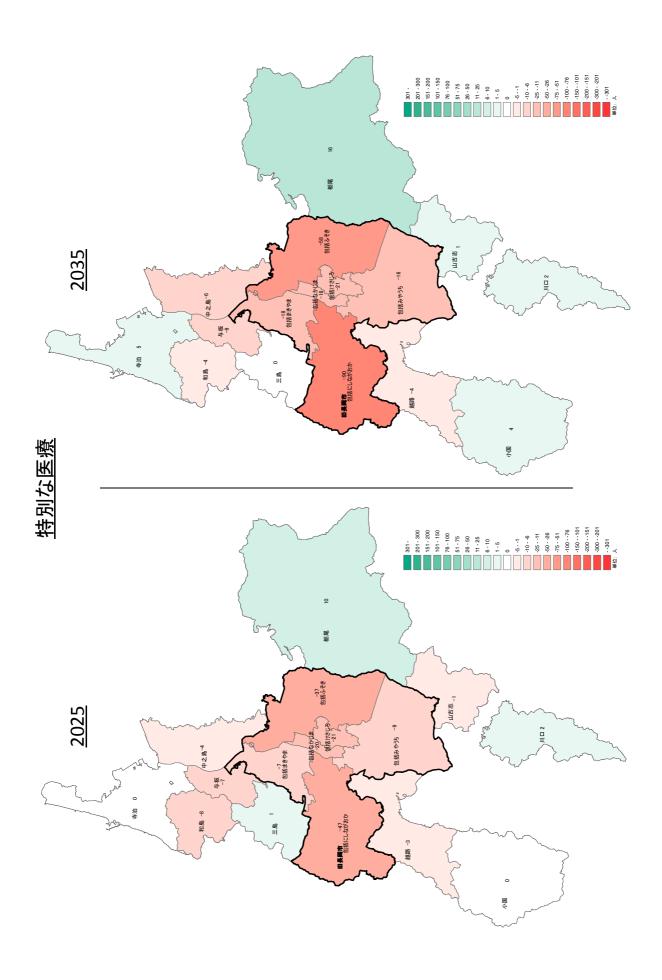


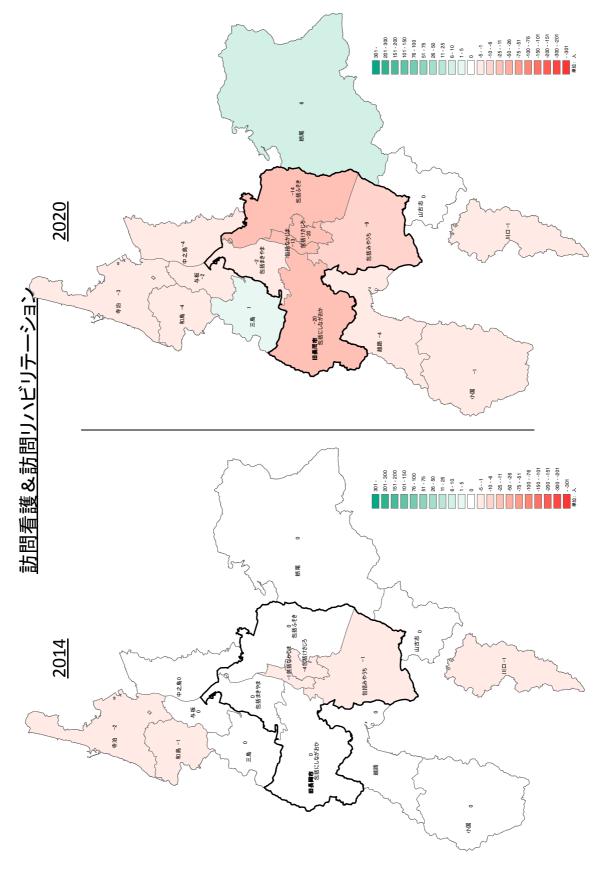


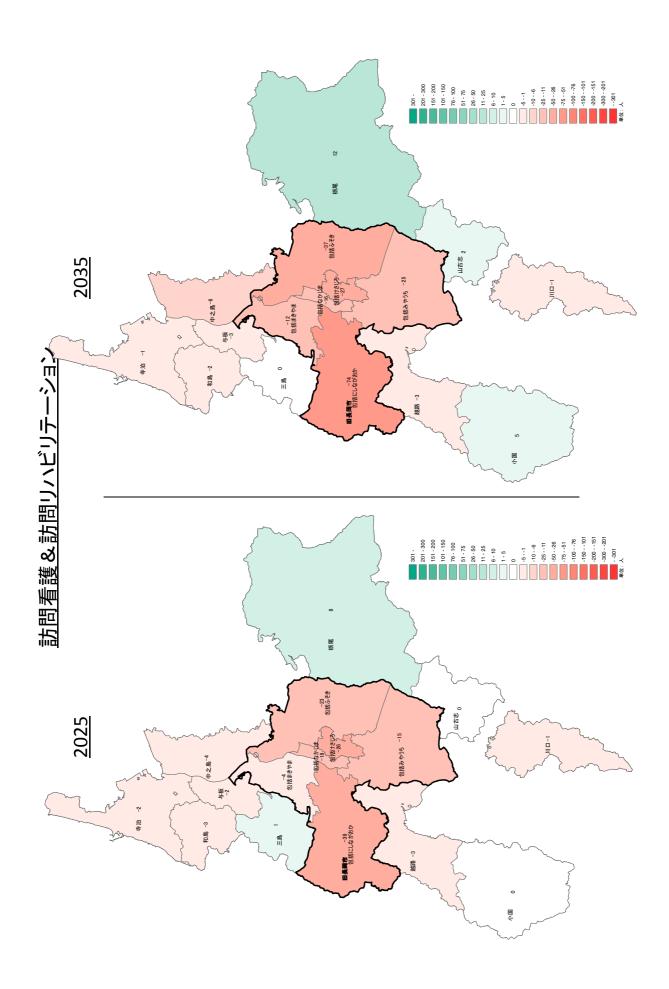




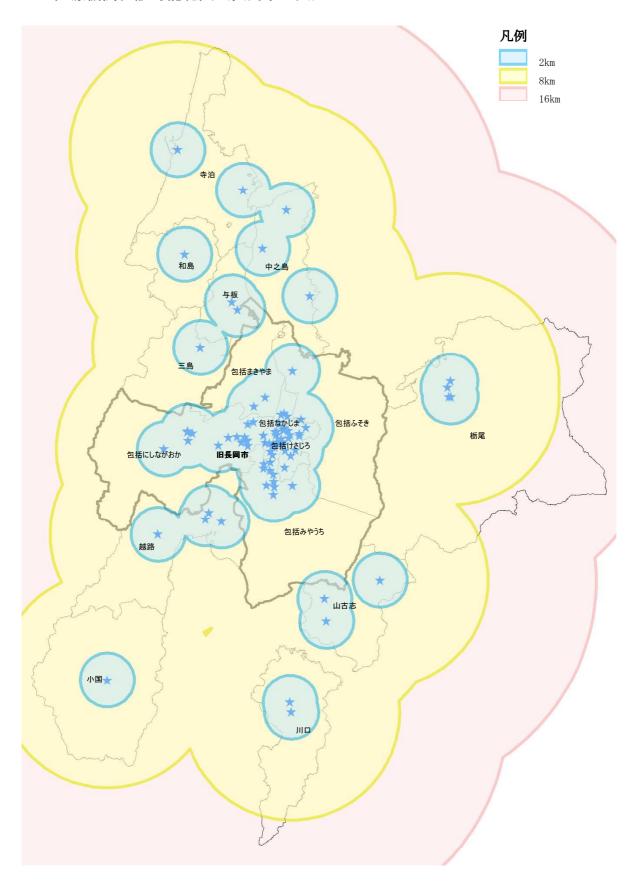








3 医療機関往診可能範囲(長岡市全図)



4 訪問看護ステーションのプロット図(長岡市全図)



5 高齢者施設・サービス等の概要

(1) 各施設・サービス等の概要及び設置根拠

【老人福祉施設】(老人福祉法第5条の3)

① 老人デイサービスセンター

・概要

在宅の虚弱な高齢者や寝たきりの高齢者等が、通所により入浴、食事、機能訓練などのサービスを受ける施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の2の2 介護保険法第8条の7(通所介護)

◆ 老人デイサービスセンター 通所介護・介護予防通所介護事業を行う施設

◆ 認知症対応型デイサービス 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を行う施設

② 老人短期入所施設

• 概要

介護者の疾病その他の理由により、自宅で介護を受けることが一時的に困難な高齢者が短期的 に入所する施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の3

介護保険法第8条の9 (短期入所生活介護)

③ 養護老人ホーム

• 概要

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難な方が入所できる施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の4

④ 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

• 概要

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人に、介護、機能訓練、療養上の世話を行う施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の5 (特別養護老人ホーム)介護保険法第8条第26項(介護老人福祉施設)

- ◆ 広域型特別養護老人ホーム (大規模特別養護老人ホーム) 定員が30人以上の特別養護老人ホーム
- ◆ 地域密着型特別養護老人ホーム (小規模特別養護老人ホーム) 定員が 29 人以下の特別養護老人ホーム (介護保険法 第8条第20項)

⑤ ケアハウス (軽費老人ホーム)

• 概要

60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は独立して生活するには不 安があり、家族による援助を受けることが困難な人のための施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の6 社会福祉法第65条

⑥ 老人福祉センター

• 概要

高齢者をはじめ市民の健康の増進及び親睦と連帯感を図るための場として、併せて生きがい、 その他市民福祉の向上に寄与するための施設。

• 設置根拠

老人福祉法第20条の7

⑦ 在宅介護支援センター (老人介護支援センター)

• 概要

自宅で暮らす要介護となるおそれのある高齢者やその介護者等に対し、在宅介護等に関する相談に応じ、必要な保健福祉サービスが受けられるよう関係機関との連絡調整を行う施設

• 設置根拠

老人福祉法第20条の7の2

【介護保険施設】(介護保険法第8条第24項)

※介護老人福祉施設は、④特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に記載しています。

⑧ 介護老人保健施設

概要

65 歳以上で、病状が安定し、入院治療は必要としない人がリハビリや看護を受け、在宅復帰を 支援する施設

• 設置根拠

介護保険法第8条第27項

⑨ 介護療養型医療施設

• 概要

急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする人に、医療ケアと介護を行う施設

• 設置根拠

旧·介護保険法第8条第26項

【居住系サービス】(介護保険上は居宅サービスに分類される)

① 有料老人ホーム

• 概要

高齢者が入居し、介護等のサービス(以下のいずれか)を受けることができる施設

- ・食事の提供
- ・入浴、排せつ若しくは食事の介護
- ・洗濯、掃除等の家事
- 健康管理
- 設置根拠

老人福祉法第29条第1項

♦ 介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能。自立者や要支援者も入居できる「混合型」と要介護者のみが入居できる「介護専用型」がある。

♦ 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該 有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。

⑪ サービス付き高齢者向け住宅

• 概要

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設

• 設置根拠

高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)第5条

12 認知症高齢者グループホーム

• 概要

認知症高齢者が家庭的な環境の中で介護スタッフのケアを受けながら共同生活をする施設

• 設置根拠

介護保険法第8条第19項

老人福祉法第5条の2 第6項

【多機能型サービス】

③ 小規模多機能型居宅介護

• 概要

「通い」を中心に随時「訪問」、「宿泊」を組み合わせて提供し、日常生活上の介護及び機能訓練を行う施設

• 設置根拠

老人福祉法第5条の2 第5項 介護保険法第8条第18項

(4) 看護小規模多機能型居宅介護(旧・複合型サービス)

・概要

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供する施設

• 設置根拠

介護保険法第8条第22項

【その他】

⑤ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

• 概要

高齢等のため1人暮らしが困難なおおむね60歳以上の高齢者等に対し、住居を提供し、介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能を総合的に提供する施設

• 設置根拠

高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱(平 12. 9.27 老発第 655 号厚生省老人保健福祉局長 通知)

長岡市生活支援ハウス居住サービス事業実施要綱

16 在宅支援型住宅

• 概要

要介護高齢者等が住み慣れた地域で介護サービス等を受けながら低廉な家賃の住宅に入居する ことが出来るよう整備された住宅

※長岡市単独事業として、施設と在宅(自宅)の中間的受け皿である在宅支援型住宅の施設整備を進めてきたが、整備目的が同様である「サービス付き高齢者向け住宅」が制度化されたことに伴い、平成23年度で事業を廃止。

• 設置根拠

長岡市在宅支援型住宅整備費補助金交付要綱(廃止)

⑪ 地域包括支援センター

• 概要

高齢者に関する心配ごとの総合相談やその支援、体力の低下した高齢者や要支援の人の介護予防計画の作成、虐待の早期発見や予防、認知症高齢者等の権利を守る相談窓口、高齢者が安心して生活できるよう地域における医療福祉ネットワークづくりなどを行う施設

• 設置根拠

介護保険法第 115 条の 46

18 老人憩いの家

• 概要

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する小規模な憩いの施設

• 設置根拠

老人憩の家設置運営要綱(昭 40. 4. 5 社老第 88 号厚生省社会局長通知) 長岡市老人憩いの家条例

⑨ 社会福祉センター

概要

高齢者・心身障がい者・母子・寡婦等の福祉の増進を図るための総合的な施設

• 設置根拠

長岡市福祉センター条例

(2) 各施設における医師・看護職員等の設置義務

	名称	医師	協力医療 機関等	看護職員
1	老人デイサービスセンター	×	\times^{*1}	0
2	老人短期入所施設	0	_	○*2
3	養護老人ホーム	0	○*3	0
4	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	0	○*3	0
5	ケアハウス(軽費老人ホーム)	×	0	×
6	老人福祉センター	×	×	×
7	在宅介護支援センター (老人介護支援センター) **4	×	×	×
8	介護老人保健施設	0	○*5	0
9	介護療養型医療施設	0	_	0
	有料老人ホーム	_	<u> </u>	_
10	介護付有料老人ホーム	×	0	0
	住宅型有料老人ホーム	×	×	×
	サービス付き高齢者向け住宅	_	<u> </u>	_
(1)	特定施設に該当するもの (有料老人ホームの基準を満たすもの)	×	0	0
	それ以外	×	×	×
12	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	0	×
(13)	小規模多機能型居宅介護	×	0	0
<u>(14)</u>	看護小規模多機能型居宅介護(旧・複合型サービス)	×	○*6	0
15	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	×	×	×
16)	在宅支援型住宅**7	×	×	×
17)	地域包括支援センター	×	×	×*8
18	老人憩いの家	×	×	×
19	社会福祉センター	×	×	×

- ※1 指定療養通所介護事業者は、緊急時対応医療機関を定めておく必要がある。
- ※2 介護職員又は看護職員を設置する義務がある。
- ※3 「協力病院を定めておかなければならない。」「協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。」とされている。
- ※4 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等への併設を原則とする。
- ※5 協力病院や診療所への入院又は他の医師の対診を求める等の措置を講じる必要がある。
- ※6 主治医の指示に基づき看護サービスを提供。主治医と密接な連携を図る。
- ※7 介護サービスを提供する施設に隣接又は近接する必要がある。
- ※8 地域包括支援センターには、保健師を置くこととされているが、これに準ずる者として地域ケア、地域保健 等に関する経験のある看護師を配置することもできるとされている。

在宅医療に取り組みやすい環境づくりに関する調査研究 第2分冊 地域カルテ編 - 平成28年3月発行-

長岡市 福祉保健部 長寿はつらつ課 〒940-0084 新潟県長岡市幸町 2-1-1 電話0258-39-2268

一般財団法人 地方自治研究機構 〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階 電話03-5148-0661(代表)